生第101806号	配合肥料	ジシアン入り宝緑素８号	日東エフシー株式会社
生第101807号	化成肥料	くみあい尿素入り燐加安788	協同肥料株式会社
生第101809号	化成肥料	くみあいCDU有機入り化成S074号	ジェイカムアグリ株式会社
生第101811号	軽量気泡コンクリート粉末肥料	ALCケイ酸１号	アイアグリ株式会社
生第101812号	液体けい酸加里肥料	アイム12号	武蔵科学有限会社
生第101814号	配合肥料	配合TNP80号	住商アグリビジネス株式会社
生第101815号	化成肥料	新鮮野菜特10号	住商アグリビジネス株式会社
生第101817号	化成肥料	高度化成444	朝日工業株式会社
生第101821号	化成肥料	くみあい尿素苦土ほう素入りやさい化成378	片倉コープアグリ株式会社
生第101822号	混合微量要素肥料	ハイポニカ肥料２号A粉末	協和株式会社
生第101832号	配合肥料	カルパワー485号	株式会社サンキョウ
生第101833号	配合肥料	カルパワーS300号	株式会社サンキョウ
輸第101813号	化成肥料	ウラホルム入り化成10－10－10＋2	株式会社インターファーム
輸第101816号	副産植物質肥料	レオ印CGF１号	丸石株式会社
輸第101823号	重過りん酸石灰	重過りん酸石灰40	トミクラ産業株式会社
輸第101826号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	40.0ホルムアルデヒド加工尿素肥料	清和肥料工業株式会社
輸第101827号	石灰窒素	顆粒石灰窒素	清和肥料工業株式会社

愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
茨城県土浦市北神立町２番地12
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大島291番地
東京都千代田区神田錦町一丁目６番
東京都千代田区神田錦町一丁目６番
埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
東京都千代田区九段北一丁目８番10号
大阪府高槻市下田部町１丁目１番５号
北海道北見市東相内町123番地２
北海道北見市東相内町123番地２
東京都中央区銀座三丁目11番５号
静岡県焼津市上新田1035番地の１
兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

○経済産業省告示第四十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月二十六日付けをもって次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月三日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線	一般財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号

（参考）

一般社団法人電線総合技術センターの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

一般社団法人電線総合技術センター（静岡県浜松市新都田一丁目４番４号）

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線	一般社団法人電線総合技術センター 静岡県浜松市新都田一丁目４番４号

○経済産業省告示第四十一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月二十六日付けをもって次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月三日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線 二　ヒューズ 三　配線器具 四　電流制限器 五　小形単相変圧器及び放電灯用安定器 六　電熱器具 七　電動力応用機械器具 八　電子応用機械器具 九　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。） 十　携帯発電機	一般財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号

（参考）

一般財団法人電気安全環境研究所の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

一般財団法人電気安全環境研究所　本部・東京事業所（東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号）

一般財団法人電気安全環境研究所　横浜事業所（神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目１２番３０号）

一般財団法人電気安全環境研究所　関西事業所（兵庫県神戸市東灘区向洋町西四丁目１番）

○経済産業省告示第四十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月二十六日付けをもって次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月三日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線 二　ヒューズ 三　配線器具 四　電流制限器 五　小形単相変圧器及び放電灯用安定器 六　電熱器具 七　電動力応用機械器具 八　電子応用機械器具 九　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。） 十　携帯発電機	一般財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号

（参考）

一般財団法人電気安全環境研究所の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

一般財団法人電気安全環境研究所　本部・東京事業所（東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号）

一般財団法人電気安全環境研究所　横浜事業所（神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目１２番３０号）

一般財団法人電気安全環境研究所　関西事業所（兵庫県神戸市東灘区向洋町西四丁目１番）

○国土交通省告示第四百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間　由布市湯布院町大字塚原字男能濃松一三六五番八

変更前　敷地の幅員　最大　一六三（メートル）　最小　九七（メートル）

変更後　敷地の幅員　最大　一八一（メートル）　最小　一〇二（メートル）　延長　一六七

○国土交通省告示第四百五十一号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日

国土交通大臣　石井　啓一